

岡山市入札執行規程

平成6年3月31日

市訓令甲第32号

(趣旨)

第1条 この訓令は、本市における競争入札の執行の適正化を図るため入札の執行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入札執行者)

第2条 入札は、契約事務担当課長が執行するものとする。ただし、担当課長が都合により入札の執行ができない場合は、担当課長が指名した者が代行するものとする。

2 入札の執行に当たっては、原則として補助を行う係員をおくものとする。

(許容価格書の保管)

第3条 入札執行者は、許容価格書（許容価格（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項に規定する予定価格のことをいう。以下同じ。）を記載した書面を封書にしたもの）を入札執行に必要な時期まで確実な方法で保管し、秘密の保持に努めなければならない。

2 許容価格は、落札者が決定するまでは、公表してはならない。

(入札室)

第4条 入札執行者は、入札室の選定に当たっては、入札者が入札書を記入するに適切な場所と配置を考慮しなければならない。

2 入札執行者は、市長が別に定める「入札についての注意事項」及び「入札についての心得」を入札室及び入札控室に掲示し、インターネット上の市のホームページに掲載し、又はインターネットを利用した電子メール若しくはファクシミリにより通知する等の方法で、その内容を入札者に周知させるよう努めなければならない。

(入札日時の厳守)

第5条 入札執行者は、天災地変その他やむを得ない理由がある場合を除くほか、入札の日時を繰り上げ、又は延期し、若しくは中止することができない。

(入札者等の確認)

第6条 入札執行者は、入札を開始する前に入札者の商号若しくは氏名を呼び上げ、又は

入札参加資格確認書類を提示させて出席の有無を確認するものとする。

2 入札執行者は、入札をする者が代理人であるときは、代理人の資格を確認するため入札前において当該代理権の存在を証する「委任状」を提出させなければならない。

(内容の確認)

第7条 入札執行者は、入札の開始前に当該入札に付そうとする事項の内容について疑義又は不明な点がないかどうかを再確認し、落札後において紛議が生ずることがないようにしなければならない。

(執行指揮)

第8条 入札執行者は、特別の事情がない限り入札が完了するまでは入札執行の場所を離れることができない。

(入札の規律)

第9条 入札執行者は、入札者に次の事項を厳守させ、これに違反する者や適正な入札の執行を妨げる者があるときは、その者の入札を拒否し、入札室より退場させるものとする。

(1) 入札執行者が特に必要と認めた場合を除くほか、入札室の出入は禁止とすること。

(2) 私語、放言、暴言等は、禁止とすること。

2 入札室には、入札に必要な者以外を入室させてはならない。ただし、傍聴券の交付を受けた者は、この限りでない。

(開札に伴う処置)

第10条 入札執行者は、開札の結果、入札価格の全てが許容価格を超えるときは、その旨を宣言し、直ちに再度入札に付するものとする。

2 再度入札を行ってもなお落札となるべき者がいないときは、直ちに再々度入札に付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、別に定める入札の入札回数は、1回又は2回までとする。

4 最低制限価格を設けている場合、最低制限価格未満の入札者に対しては、落札者とならない旨を宣言するものとする。

(落札決定の保留)

第11条 入札執行者は、工事又は製造その他の請負に関する入札で最低制限価格が設定

されていない場合において、開札の結果、入札価格に許容価格を著しく下回るものがあるときは、別に定める基準に基づいて落札の決定を保留することができるものとする。

2 前項の場合において、契約の適正な履行がされないおそれがあると認めるとき、又は公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、最低価格の入札者を落札者とせず、次順位者を落札者とすることができる。ただし、次順位者の入札価格が許容価格を超えているときはこの限りでない。

(落札の決定)

第12条 入札執行者は、入札の結果落札となるべき者があったときは直ちに落札決定の旨を宣言し、その落札金額及び落札者の商号又は氏名を公表し、当該入札は終了したことを告げるものとする。

(落札とならないときの処置)

第13条 入札執行者は、再々度入札の結果、落札となるべき者がいないときは、入札が不調となった旨を宣言し、解散させるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札に付した契約を随意契約により締結することができる。

- (1) 許容価格と最低入札価格との差が僅少であるとき。
- (2) 入札に付された事業の内容、予算等の客観情勢から判断して必要と認めたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか入札執行者が特に必要と認めたとき。

2 前項の随意契約は、原則として、再々度入札における最低価格の入札者と次順位者による見積合せによるものとする。この場合の見積合せは、入札終了後直ちに行うものとし、その回数は、おおむね2回とする。

(公有財産の売払い)

第14条 この訓令の規定にかかわらず、公有財産の売払いに係る入札執行の取扱いは、別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 岡山市御津支所及び岡山市灘崎支所の所管区域内における工事（市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年市条例第26号）第2条の規定により議会の議決に付さなければならない契約に係るものを除く。）のうち、平成

18年6月30日までに発注されるものに係る入札については、この訓令の規定にかかわらず、それぞれ編入前の御津町財務規則（平成8年御津町規則第11号）及び編入前の御津町工事執行規則（平成10年御津町規則第14号）並びに編入前の灘崎町財務規則（昭和55年灘崎町規則第4号）及び編入前の灘崎町工事執行規則（昭和61年灘崎町規則第1号）の例による。

附 則（平成12年市訓令甲第43号）

この訓令は、平成12年7月1日から施行する。

附 則（平成13年市訓令甲第120号）

この訓令は、平成13年11月1日から施行する。

附 則（平成14年市訓令甲第77号）

この訓令は、平成14年7月1日から施行する。

附 則（平成17年市訓令甲第7号）

この訓令は、平成17年3月22日から施行する。

附 則（平成18年市訓令甲第116号）

この訓令は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成21年市訓令甲第44号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年市訓令甲第105号）

この訓令は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成21年市訓令甲第5号）

この訓令は、平成22年3月9日から施行する。

附 則（平成21年市訓令甲第13号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年市訓令甲第24号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和5年市訓令甲第11号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。